

第十三回国会 衆議院 水産委員会 議録 第三十五号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

- 委員長 川村善八郎君
委員 小高 兼郎君 理事 田口長治郎君
理事 永田 節君 理事 佐竹 新市君
石原 圓吉君 川端 佳夫君
田淵 光一君 富永格五郎君
平井 義一君 松田 鐵藏君
小松 勇次君 井之口政雄君
出席政府委員
總理府事務官 長岡 伊八君
(特別調査官 管理部長)
水産庁長官 塩見友之助君
海上保安官(警備救難部長) 松野 清秀君

委員外の出席者

- 議員 坪内 八郎君
農林事務官(水産庁次長) 永野 正二君
農林事務官(水産庁漁政部長) 伊東 正義君
農林事務官(水産庁漁政部長) 尾中 悟君
農林事務官(水産庁漁政部長) 杉浦 保吉君
専門員 徳久 三種君

五月十三日

委員木村榮君辞任につき、その補欠として高田富之君が議長の名で委員に選任された。

同月十四日

委員高田富之君辞任につき、その補欠として今野武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員今野武雄君辞任につき、その補欠として井之口政雄君が議長の指名で委員に選任された。

五月十三日

だ捕漁船、船主及び船員に対する国家補償等に関する請願(田口長治郎君外二名紹介)(第二六四七号)
雄島村に漁港築設の請願(奥村又十郎君紹介)(第二六七〇号)
漁港修築費予算増額に関する請願(田口長治郎君紹介)(第二七一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長の選任
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出第二〇五号)
公海漁業に関する件
漁業取締に関する件

○川村委員長 これより水産委員会を開きます。

委員長として一身上の弁明をいたしたいと思ひますので、暫時委員長の席を小高理事に譲りまして、委員の席より発言をいたしたいと思ひます。

○小高委員長代理 川村委員。

○川村委員 私は水産常任委員会の委員長をいたしまして、委員会の円滑なる運営に協力したいと思ひます。

十二月、五月十日の問題に対して、最もりつぱな態度をもつて、ここに委員会運営のために、またお互いに私心なく将来の委員会を運営するために、委員長は率直にその非を認められて、先ほどの発言があつたのでありまして、私も委員が力なくして今日までの事態を惹起したことは、私も委員といたしまして、委員長の責任を負うところでありまして、委員長はかくもりつぱな態度をもつて御発言になり、また永田委員においても率直に自分の意思を表明されて、委員長に協力することをたゞいま発言されたのでありまして、当委員会が今後かようなことのないようになつたことは、非常に私も今までの問題に対して力なかつたことを委員長におおむねお詫言を申し上げると同時に、永田君に対してもお詫言を申し上げる次第でありまして、どうか委員長において今後とも委員会の正しい運営のために御尽力を願ひ、われわれもまたそれに協力することを惜しまないものでありまして、たいへんりつぱな態度と思つて、私はここに謝意を表する次第であります。(拍手)

○小高委員長代理 永田委員。
委員長が事実を究明せられ、悪いところは悪いと虚心坦懐に陳謝されたことに対し敬意を表します。

○永田委員 委員長が事実を究明せられ、悪いところは悪いと虚心坦懐に陳謝されたことに対し敬意を表します。

四月二十二日及び五月十日、当委員会における私の発言は、多少憤激した点もありましたが、決して私心があつて申し上げたのではないのでありまして、一に議員全体の体面を保持するためにいたした発言でありますから、その点御了承を願ひたいと思ひます。委員長が陳謝せられました以上、私もまた委員会の円滑なる運営に協力したいと思ひます。

○松田委員 たゞいま委員長は委員長としての発言を求められ、四月二

○川村委員長 これより日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案を議題とし、質疑を許します。

小高君より発言を求められておりますので、この際これを許します。小高君。

なお本日の政府委員の出席者を御報告いたします。政府委員として水産庁長官塩見友之助君、漁政部長伊東正義君、調査庁管理部長長岡伊八君の三名が出席されております。

○小高委員 祖国日本が完全独立をいたしましてから、これらの演習による漁業上の災害補償について、どういふような方途を講ずべきかということについて、われわれもかねて苦慮いたしておつたのでありますが、今回政府提出による日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案、この成案を得まして、私も大いに意を強うしておりますのでございますが、差向きこの法律案の対象となる数が全国のどのくらいになつておるか、まず第一に数、それから第二に、区画の問題でございますが、その区画をどういふような姿でとりきめるか、この点をまずお伺ひいたしたいのであります。

○伊東説明員 お答えいたします。この法律によりまして内閣総理大臣が期間なり水面の区域を定めて向うへ提供することになるか、現在まで、現在まで、従来駐留軍が使つておりました演習区域は、全国で四十二箇所ございまして、陸軍、海軍、空軍三軍で使つております。それでこれにつきましまして、下合同委員会のサブ・コミティーに、

海上演習の委員会がございまして、私  
が実はその日本側の委員長のようなな  
つこうになりまして、向うと交渉いた  
してございまして、それでその数につ  
きまして向う側から実は要望が今出  
ております。海軍、空軍からは具体的  
に、自  
分の方は現在使つていた地域について  
こういう希望があるというふうな希望  
を全面的に出して来ております。陸軍  
関係は、まだ向うの希望は出しており  
ません。それで将来この法律の適用を  
受ける区域が幾らになるかということ  
は、今のところは実はまだわかつてお  
らぬわけで、交渉中でございます。そ  
れで現在ありますのは先ほど申し述べ  
ました四十二箇所でございます。

きめ方でございますが、これは今申  
し上げました合同委員会が最後の決定  
をするということに相なつておりま  
す。で、合同委員会の下サブ・コミ  
ティーで、先ほど申し上げましたよう  
に一地区一地区につきまして、この地  
区はどうする、やめるとか継続する  
か、あるいは継続する場合にどうい  
う期間にどういう演習をするというよ  
うなことを、目下話合つておるのであ  
ります。であります、そのとききめ  
によりまして数が幾つになるかとい  
うことがきまるわけでございまして、現  
在のところはまだ確定いたしておりま  
せん。きめ方は今申し上げたような方  
式できめまして、それが結局この法律  
によりまして、合同委員会できまつた  
数を総理大臣が農林大臣の意見をまた  
聞いて定めるというふうなかつこうに  
なるかと思つております。

が、海のことでありまして、考えよ  
うによつてこの程度でもよろしい、ま  
た見方によつてはその三倍にもなる  
というので、共通した海面を制限する  
のでありますから、この基礎的の解釈が  
漠然としておるものを、はつきりとし  
たものにして行かなくちやならぬ、そ  
こに悩みがあると思つてございませ  
ん、それらの区画はどういうふうな見  
方において決定するか、この区画によ  
つてこの法案に盛り込まれておるとこ  
ろ、もし異議の申立てがあるならば  
してもよろしいという、これと関連し  
て来ると思つてございまして、その  
点を相なるべくはつきりわかりのい  
いように御説明願ひたいのであります。

○伊東説明員 お答えいたします。今  
の点は区画のきめ方の問題でござい  
ますが、これは陸から離れた遠くの  
演習地域の場合と、たとえば片貝とか  
水戸でありますとか、こういう沿岸地  
帯とは非常に問題が違つて来るだろ  
うと思つてございまして、大体きめ方  
は、緯度経度で何度というふうなきめ  
方をいたしてございまして、これは官報に  
告示いたしますとか、あるいはラジオ  
で示すとかいうような方法で、漁業者  
にわかるようにしたいと思つてござ  
います。ただ、これは御承知と思つて  
あります。また、茨城の東の海面の太平洋  
の演習地域は大きくなつたのであり  
ます。こういう所は緯度経度で示しま  
して、その上にその地域の周辺にパイ  
も置くというふうなやり方でもやれば  
一番いいと思つてございまして、非常  
に遠い公海で、さらに広い水面になりま  
す、なか／＼そういう目標物を置くこ  
とも困難かと思つてございまして、まだその  
やり方はきめておりませんが、そうい

う所は別にしまして、片貝とか水戸と  
かあるいは九州の蘆屋とか大村とかい  
うような、非常に陸に近い、沿岸漁業  
者に非常に関係するような所は、緯度  
経度で示すほかに、何かパイを置  
きますとか何とかして、その区画をは  
つきりするようにしたいというふうな  
ことは考へております。これは今後向  
うに話しまして、なるべく沿岸地帯の  
所ははつきりするような方法をとりた  
いというふうな考へております。

○小高委員 大体緯度経度で明らか  
にするというところはわかつてたのであ  
りますが、先般閣議において大わくを九  
十二億と決めました。このわくのうち  
に、農業もあるいは通産省関係も含ま  
れることと思はれるのであります。が、  
せんだつての私の質問に対して、漁政  
部長は約十億程度と見ておるといふよ  
うなことでございまして、その後は  
折衝経過はいろいろ相なつておるま  
す、この数字がものをいいますので、  
一応お尋ねしたいと思つてござい  
ます。先般報告した数字でござ  
いまして、あの数字は、こういう前  
提でございまして、演習区域が従来通  
りであり、演習の期間なり内容も従来  
通りであるという仮定の上に立ちま  
して、それから今までのつと補償をや  
りました方式の中で、実は大蔵省なり何  
なりに話し合ひをいたしましたときに、また  
査定された節があるとして、私どもと  
しましては、そういう査定をせぬ方式  
で、農林省が希望しておるような方  
式でやれば幾らになるかというこ  
とで計算してみますと、この前申し上げ  
ましたように、漁業権漁業も含めまして大  
体十億ぐらいの数字が、魚価平均三百  
円と計算して出て来たのであります。

この前申し上げました数字は、非常に  
仮定がたかさんあるわけでござい  
まして、九十二億の中に水産が幾ら、農業  
が幾らということにつきましては、ま  
だきまつておりません。この前申し上  
げましたように、九十二億は、決して  
水産幾ら、農業幾らと下からこまかく  
積み上つてきまつたのではないとい  
ふにわれ／＼は考へております。

○小高委員 せつかく法律はできま  
しても、あとでめんどうな問題が起き  
てもいけませんので、最初から明らか  
にしておきたいと思つてござい  
まして、大蔵省の案によるところの査定  
は、失業保険法等の精神を取入れて、  
それを何割見込んで採算する、こう  
いうことを聞いておるのであります  
が、大蔵省の査定の計算の基準と、農  
林省の水産庁側の起算の基準、それが  
どういふように食い違つて、対立ま  
り行かなくとも、どの程度になつてお  
るかというその傾向を御説明願ひたい  
と思つてございまして。

われとしましては、その六割という思  
想はもうやめてほしい、所得の四二  
というところで計算をやつたらしいの  
ではないかというふうな考へで算出  
しているのがさつき申し上げたよう  
な数字であります。これにつきましては、  
まだ今後大蔵省と折衝の余地がある  
と思つております。それからもう一  
つ。ある程度操業ができる地区につ  
きましては、今申し上げました魚価に平  
年の漁獲数量をかけたとして、その四  
二％にさらに八〇％というものをかけ  
て来まして——これは演習地のある場  
合を予想したのであります。それが  
ら引きますものが——魚価とその演習  
をやつたために減つた魚獲数量を  
かけて、その三八％——四二％は所得  
でございまして、演習等をやりました  
関係で、経費が相当かかつて四二％  
の所得はないだらうというので三八％  
をかけて、その平年から出したものから  
また演習をやつた土地のものを引く  
というふうなやり方です。この三  
八％という数字は、この三八％とい  
う数字は、この三八％といふものと  
それから八〇％という数字につ  
きまして、これはまた大蔵省と交渉しな  
ければならぬ。農林省としましては、この  
八〇％をかけるというのはやめて、平  
年の四二％から、演習をやりました結果  
漁獲高が減つたというものが三八％  
——これは所得が四二％ない、三八％  
いしかないだらうというので、ずつと  
落しまして、その差額がよけい出るよ  
うな算式をやつておるものであります。  
これもやはり大蔵省ともう一回折衝  
しなければならぬ数字になつてお  
ります。

○小高委員 この起算がなか／＼めん  
どうなので、水産庁は、せつかく大蔵

省と折衝なさいまして、簡潔にわかりやすい基礎計算を案出されることを特に希望しておきます。

特別調達庁の方がおいででございますから、この際一言だけお尋ねいたしたいのでございます。今年度の予算八千五百二十七億五千三百萬円のうち、防衛支出金として六百五十億圓でございますが、このうちの九十二億がこの法案によるところの補償に使用されるということなのであります。この法案では、もし希望した数字がもらえない、あるいは査定された数字と実情とが違ふとかという場合に異議の申立てをすることができるといふ、これは終戦後わが国にできました法案としては、ほんとうに同情あるものと思つておるのではありませんが、この種のものが、必ず希望が出るかもしれないのでございまして、その際に、六百五十億から九十二億を差引きました残りを向うへ渡してしまふのか、あるいは渡すのはしばらく延期されるとか、あるいはあとまわしになつて、一応その見直しを見てからするのであるか。もし差額を解決してしまふとするならば、あとから訴訟等による希望が出た場合に、その希望額はどういうような国の予算で解決するのか、この点を一点伺いたたいのであります。

○長岡政府委員 たいだいの御質問に對しましては、あるいは将来大蔵当局から詳細御説明申し上げた方が適切かと存じておりますが、われわれの承知いたしております範囲において申し上げたいと思ひます。防衛分担金六百五十億から九十二億を引きましたあとの金額一億五千五百萬圓は、これはアメリカ側に全部渡されるものと存じます。

○川村委員 速記を始めて。

○長岡政府委員 従いまして、本法によりまして、もし不服があれば申立てができるということになつてゐる。一応の基準を定めまして、関係者と協議いたしましたして、話が折り合はないうことが訴訟になりましたときには、法律に基きまして国の債務ということになります。これはいかようにしても払わなければならぬことに相なる、さやうに考へております。

○小高委員 了承しました。

○川村委員 田口君。

○田口委員 伊東漁政部長にお伺いたします。先ほど現存しておる演習地が全国に四十二箇所、こういうふうなお話でございましたが、地図が何かに記入をしていただきました、コンクリートになつた部分、あるいはコンクリートにならないで懸案になつた部分、あるいはこの区域はいつからいつまで使用を禁止するのだ、あるいは何時から何時まで使用するのだ、こういうことの明示をお願いできませんかどうか、この点をひとつお伺いたしたいです。

○伊東説明員 お答えいたします。今の全国四十二箇所という地図は、早急に準備いたしました皆さんのお手元へ配りたいと思ひます。ごくあらましの地図でございますが……。

す。従いまして、本法案による補償金その他陸上のものを加えますと、九十二億これに予定されておる関係に相なるのであります。従いまして、足りない場合にはどうなるかという御質問であります。ちよつと速記を……。

○川村委員 速記を始めて。

○長岡政府委員 従いまして、本法によりまして、もし不服があれば申立てができるということになつてゐる。一応の基準を定めまして、関係者と協議いたしましたして、話が折り合はないうことが訴訟になりましたときには、法律に基きまして国の債務ということになります。これはいかようにしても払わなければならぬことに相なる、さやうに考へております。

○小高委員 了承しました。

○川村委員 田口君。

○田口委員 伊東漁政部長にお伺いたします。先ほど現存しておる演習地が全国に四十二箇所、こういうふうなお話でございましたが、地図が何かに記入をしていただきました、コンクリートになつた部分、あるいはコンクリートにならないで懸案になつた部分、あるいはこの区域はいつからいつまで使用を禁止するのだ、あるいは何時から何時まで使用するのだ、こういうことの明示をお願いできませんかどうか、この点をひとつお伺いたしたいです。

○伊東説明員 お答えいたします。今の全国四十二箇所という地図は、早急に準備いたしました皆さんのお手元へ配りたいと思ひます。ごくあらましの地図でございますが……。

それからもう一つ、確定したものは、これは確定したと、あるいはそのはどうかという演習をどういう期間にやるといふことがわかつたらというお話でございますが、実は今の段階ではまだ全部が確定はいたしてありません。先ほど申し上げましたように、海軍と空軍だけどうやうしたいという希望が出ておりますが、陸軍は出ておりません。今われわれといたしましては、その海軍、空軍から出ました意見につきまして、各種の意見を述べておるといふような段階でございます。これはきまり次第また何かの機会に御連絡いたしたいと思ひますが、大体区域を申し上げますと、海軍、空軍につきましても、従来よりも新しい所を使用するといふ要求は出ておりません。むしろ場所が減つた所がございまして、従来やつた所をやめるといふような所もございまして、陸軍が出ますと、向うの言つております全貌がわかるのであります。従来よりは数が減つたといふふうにお考えになつていいんじやなかるうかと思ひます。しかしまだこれは確定ではございません。

それからもう一つ、今まではこの演習のほかに、どこのキャンプの場合は風紀上どあいが悪いから入つちやいかぬとか、あるいはどこのキャンプの前で海水浴をするから立入りしちやいかぬといふような、立入り禁止の区域が全国にかなりあつたのでございまして、これにつきましても、ほとんどそういうものはやめる。これは大部分保証したのであります。そういうことは大部分はやめるといふことになつております。それから今まで中央でとりきめ

た以外の演習は絶対にやらぬというふうなことも、今までの話合ひの中では明瞭になつております。

○田口委員 詳細な資料はあとで御提出願うといたしまして、ただいままでの話で、大体従来からの演習場所よりも多少は減する、こういうふうな大体の見通しをつけてさしつかへございませぬでしょうか。といひますのは、従来の補償金と比べまして、今回お考えになつてゐる金額は相当大きいように考へるのでございまして、これは要するに演習区域の面積あるいは数といふようなことによつて、従来よりもよくなつてゐるか、悪くなつてゐるか、こゝういふ判断をしなければならぬと思つてございまして、今までのお話によりまして、多少従来よりも減る見込みだ、こゝういふように解釈できるのでございまして、その点いかがでございませぬか。それが一点でございます。

それから第二点は、この法律の標題通り合衆国の軍隊に水面を使用させる、この目的でございますが、朝鮮事変が継続しております間は、おそらく国連軍もやはり日本を通過をするか、あるいは一時日本に帰つて来るか、そのういふような問題があると思ひます。この国連軍によるいふ／＼な漁業の損害、こゝういふものは、この法律では全然包含されてない、こゝういふふうには考へるのでございまして、これによる損害といふものは、予想する必要がないのであるか。あるいはもしあるとすれば、このほかから何か道がつけられるものであるか。その点が第二点でございます。

それから第三点は、本法の第二条を讀んでみますと、「規定による制限又は禁止により」こゝういふような文字で表現されてあるようでありまして、長崎県の大村湾なんかのように、爆撃があるために、漁業はできるけれども、危険でやれない。あるいは毎日爆撃を海中に落してゐるために、その付近に魚族がおらなくなる、こゝういふようなことと、いわゆる使用のために魚がとれなくなつたのではなしに、水面の使用はしてゐないけれども、自然にこゝういふような結果をもたらした、こゝういふ状態の所は、この第二条で包含するようにも解釈できますし、包含されないようにも解釈できますが、この点いかなる御解釈でおられますか。

それからもう一つは、防潜網なんかを湾の入口に張りつめたために、魚の湾内に入つて来るものが非常に少なくなつて来る。それがために湾内一帯の漁業が非常に衰微した、こゝういふような実情も、当然本法に適用するべきものとして考へるのでございまして、法文上からいいますと、はつきり明示されてないようには解釈できるのであります。この点について水産庁としていかなる解釈でございませぬか。

以上三点につきまして、御意見をお伺いたしたいと思ひます。

○伊東説明員 最初の御質問は、区域、期間等につきまして相当ゆるくなるといふふうには考へていいかという御質問でございますが、先ほど申しましたように、陸軍につきましてはまだ向うの意見が出ておりませんのでわかりませんが、海軍、空軍につきましても、従来よりも若干ゆるくなるのではなかるうか。たとえば空軍等につきましても、なるべく陸から離れたところ

禁止により」こゝういふような文字で表現されてあるようでありまして、長崎県の大村湾なんかのように、爆撃があるために、漁業はできるけれども、危険でやれない。あるいは毎日爆撃を海中に落してゐるために、その付近に魚族がおらなくなる、こゝういふようなことと、いわゆる使用のために魚がとれなくなつたのではなしに、水面の使用はしてゐないけれども、自然にこゝういふような結果をもたらした、こゝういふ状態の所は、この第二条で包含するようにも解釈できますし、包含されないようにも解釈できますが、この点いかなる御解釈でおられますか。

それからもう一つは、防潜網なんかを湾の入口に張りつめたために、魚の湾内に入つて来るものが非常に少なくなつて来る。それがために湾内一帯の漁業が非常に衰微した、こゝういふような実情も、当然本法に適用するべきものとして考へるのでございまして、法文上からいいますと、はつきり明示されてないようには解釈できるのであります。この点について水産庁としていかなる解釈でございませぬか。

以上三点につきまして、御意見をお伺いたしたいと思ひます。

○伊東説明員 最初の御質問は、区域、期間等につきまして相当ゆるくなるといふふうには考へていいかという御質問でございますが、先ほど申しましたように、陸軍につきましてはまだ向うの意見が出ておりませんのでわかりませんが、海軍、空軍につきましても、従来よりも若干ゆるくなるのではなかるうか。たとえば空軍等につきましても、なるべく陸から離れたところ

禁止により」こゝういふような文字で表現されてあるようでありまして、長崎県の大村湾なんかのように、爆撃があるために、漁業はできるけれども、危険でやれない。あるいは毎日爆撃を海中に落してゐるために、その付近に魚族がおらなくなる、こゝういふようなことと、いわゆる使用のために魚がとれなくなつたのではなしに、水面の使用はしてゐないけれども、自然にこゝういふような結果をもたらした、こゝういふ状態の所は、この第二条で包含するようにも解釈できますし、包含されないようにも解釈できますが、この点いかなる御解釈でおられますか。

それからもう一つは、防潜網なんかを湾の入口に張りつめたために、魚の湾内に入つて来るものが非常に少なくなつて来る。それがために湾内一帯の漁業が非常に衰微した、こゝういふような実情も、当然本法に適用するべきものとして考へるのでございまして、法文上からいいますと、はつきり明示されてないようには解釈できるのであります。この点について水産庁としていかなる解釈でございませぬか。

以上三点につきまして、御意見をお伺いたしたいと思ひます。

○伊東説明員 最初の御質問は、区域、期間等につきまして相当ゆるくなるといふふうには考へていいかという御質問でございますが、先ほど申しましたように、陸軍につきましてはまだ向うの意見が出ておりませんのでわかりませんが、海軍、空軍につきましても、従来よりも若干ゆるくなるのではなかるうか。たとえば空軍等につきましても、なるべく陸から離れたところ

禁止により」こゝういふような文字で表現されてあるようでありまして、長崎県の大村湾なんかのように、爆撃があるために、漁業はできるけれども、危険でやれない。あるいは毎日爆撃を海中に落してゐるために、その付近に魚族がおらなくなる、こゝういふようなことと、いわゆる使用のために魚がとれなくなつたのではなしに、水面の使用はしてゐないけれども、自然にこゝういふような結果をもたらした、こゝういふ状態の所は、この第二条で包含するようにも解釈できますし、包含されないようにも解釈できますが、この点いかなる御解釈でおられますか。

禁止により」こゝういふような文字で表現されてあるようでありまして、長崎県の大村湾なんかのように、爆撃があるために、漁業はできるけれども、危険でやれない。あるいは毎日爆撃を海中に落してゐるために、その付近に魚族がおらなくなる、こゝういふようなことと、いわゆる使用のために魚がとれなくなつたのではなしに、水面の使用はしてゐないけれども、自然にこゝういふような結果をもたらした、こゝういふ状態の所は、この第二条で包含するようにも解釈できますし、包含されないようにも解釈できますが、この点いかなる御解釈でおられますか。

それからもう一つは、防潜網なんかを湾の入口に張りつめたために、魚の湾内に入つて来るものが非常に少なくなつて来る。それがために湾内一帯の漁業が非常に衰微した、こゝういふような実情も、当然本法に適用するべきものとして考へるのでございまして、法文上からいいますと、はつきり明示されてないようには解釈できるのであります。この点について水産庁としていかなる解釈でございませぬか。

以上三点につきまして、御意見をお伺いたしたいと思ひます。

○伊東説明員 最初の御質問は、区域、期間等につきまして相当ゆるくなるといふふうには考へていいかという御質問でございますが、先ほど申しましたように、陸軍につきましてはまだ向うの意見が出ておりませんのでわかりませんが、海軍、空軍につきましても、従来よりも若干ゆるくなるのではなかるうか。たとえば空軍等につきましても、なるべく陸から離れたところ

禁止により」こゝういふような文字で表現されてあるようでありまして、長崎県の大村湾なんかのように、爆撃があるために、漁業はできるけれども、危険でやれない。あるいは毎日爆撃を海中に落してゐるために、その付近に魚族がおらなくなる、こゝういふようなことと、いわゆる使用のために魚がとれなくなつたのではなしに、水面の使用はしてゐないけれども、自然にこゝういふような結果をもたらした、こゝういふ状態の所は、この第二条で包含するようにも解釈できますし、包含されないようにも解釈できますが、この点いかなる御解釈でおられますか。

それからもう一つは、防潜網なんかを湾の入口に張りつめたために、魚の湾内に入つて来るものが非常に少なくなつて来る。それがために湾内一帯の漁業が非常に衰微した、こゝういふような実情も、当然本法に適用するべきものとして考へるのでございまして、法文上からいいますと、はつきり明示されてないようには解釈できるのであります。この点について水産庁としていかなる解釈でございませぬか。

以上三点につきまして、御意見をお伺いたしたいと思ひます。

○伊東説明員 最初の御質問は、区域、期間等につきまして相当ゆるくなるといふふうには考へていいかという御質問でございますが、先ほど申しましたように、陸軍につきましてはまだ向うの意見が出ておりませんのでわかりませんが、海軍、空軍につきましても、従来よりも若干ゆるくなるのではなかるうか。たとえば空軍等につきましても、なるべく陸から離れたところ

禁止により」こゝういふような文字で表現されてあるようでありまして、長崎県の大村湾なんかのように、爆撃があるために、漁業はできるけれども、危険でやれない。あるいは毎日爆撃を海中に落してゐるために、その付近に魚族がおらなくなる、こゝういふようなことと、いわゆる使用のために魚がとれなくなつたのではなしに、水面の使用はしてゐないけれども、自然にこゝういふような結果をもたらした、こゝういふ状態の所は、この第二条で包含するようにも解釈できますし、包含されないようにも解釈できますが、この点いかなる御解釈でおられますか。

であります、ほとんど全部向うはそれを了解しております。そういうようなこともありますので、海軍、空軍については、従来よりも若干ゆるくなるだらうというように解釈しております。

先ほど申しました金額の問題でございますが、これは従来の区域のままです。たとえば海水浴やその他の関係で立入り禁止もあるというような従来のままの案で計算しまして、算式も農林省の希望する算式をとりましたので、金額がふえております。ですから、金額から行きますと何か強くなつたような感じは受けるのであります、実体はそういうことはございませ

ん。それから第二点の国連軍の問題でございますが、これはわれ／＼やつておりますサブ・コミティーでは、一応米軍だけやつておりました、実は国連軍は取扱つておりません。国連軍が使つておりますのは、瀬戸内海の姫小島が演習区域になつております。現在これにつきましても、おそらく別途外務省と国連軍の方の話し合いになるかと思つております。これはわれ／＼は新聞を通じて聞くだけでございしますが、そういうものについても当然何らか補償の道を考えていることに、われ／＼は外務省とは話し合つております。

それから大村湾より防潜網の話が出たのであります、大村湾につきましても、実は空軍が爆撃演習をやつております。これも従来から爆撃をやります場合に、ある程度の区域を明示して提供するというような形になつております。将来もこれが続くと思つれば、そういう形になるかと思つております。

すが、その区域外の、向うへ提供した区域外で漁業をする場合に、爆撃のために魚が減つた。それでなか／＼とれなくなつたという問題、あるいは防潜網があつたので魚が入つて来なかつたという問題につきましても、実はこの法律で直接行くのはなか／＼むずかしいのじやなかろうか。それにつきましては、別途調達庁の方とも御相談申し上げて、何とかこの法律以外でも考えたいというふうにわれ／＼は今考へております。

○田口委員 大村湾なんかの爆撃及び防潜網に対する被害が、この法律から除外されているような御答弁でございしますが、これは今までも再三御説明申し上げましたが、あの佐世保湾に網目が一尺四方のものを口一面に引張りまして、そうしてそれを長い間海中につけておるのでありますから、海藻だとか何だとかがほとんど網目をなさなような状態で湾の口を締めておりました。ああいう湾内というものは外海から魚が春に来る、そして秋までおる。その間に内海の漁業というものは成り立つのであります、外海から内海に入る魚が非常に少なくなつてしまつた。こういうことで多数の漁業者が困つておられます。願わくば、これもやはり合衆国軍隊、駐留軍のために起る漁業の大きな被害でございしますから、何とかこの法案の中にそういうものも完全に包含されるような道を講じていただきたいと思つておりますが、そういうような所だけを別にいたしまして、その他の分だけをこの法律で適用する、こういうことでは非常に困る問題が起ると思つてございします。その点を重ね

て本文に包含するような研究をしてみられる御意思があるかどうか。あるいはもしこれに包含されぬとすれば、いかなる方法でこれと同じような待遇ができるか。その具体的なお考えをもう一回伺ひたいと思つております。

○伊東説明員 今の防潜網の問題でございしますが、これはまだ佐世保のところであります、これはまだ佐世保のところであります、防潜網がございしますために漁船がすつとえらい遠まわりをして漁場に行かねばならぬという問題もございします。そういう問題については、実は今までは千葉県の富津でございしますが、補償を払つたことがございします。これは補償を払うよりは防潜網のある所を船を通してもらった方がいいのではないかと、実はこれは最近の交渉で、防潜網の一部をあげまして、漁船が通れるような措置を講じたのでございします。今おつしやいました、防潜網があるために湾内に魚が入つて来ないという問題でございします、これは実は東京湾でも同じ問題がございします、私どもは今防潜網のある所は相当部分あけてほしいというような交渉を、東京湾でやつたことがございします。佐世保の問題でございします、まだ佐世保のところまで交渉の段階は行つておりませんが、湾内を全部防潜、演習区域といひますか、そういうことに提供するという形をとれば、これはそこで操業できないという形が出て参りまして、この法律で相当行けるのではないかと、この法律で適用する

てありますが、これを演習区域として提供せぬ場合については、この法律では直接行きたいのではないかと。この法律で適用するのには、その湾内全部を区域に提供することになりますれば行けるのであります、そうせぬ場合につきましては、これは別途調達庁と御相談でもして、何とか見舞金といひますか、何かそういう措置を考へたいと思つておりますが、これはまだ調達庁と十分連絡はいたしてございせん。

○田口委員 東京湾の防潜網のために船を遠くまわして往復する、そういう問題であります、私がたゞいま申し上げておきます点は、ひょうたんの口を完全に防潜網で仕切つてしまふ、そのためにひょうたんに魚が入つて来ない。しかもこのひょうたんの周囲には多数の漁業者がおつて、ひょうたんの漁獲によつて生活しておつた、それが魚が行かなくなつて漁業ができなくなつた。こういう実情でございまして、おそらく各演習区域のうちで最も被害が大きいところは、そういうやうないわゆる口に網を張つて魚が入らなくなつた、こういう区域が最も広汎で、しかも被害が大きいのではないかと。こういうことを考える次第でございまして、さういふことを考える次第でございまして、さういふ大きな損害をこうむつておるこういうやうな水産被害を除外いたしまして、そうしてこういうやうな法律をつくるという事は、非常に片手落ちであり、また法律としておかしいのじやないか、こういうふうにも考えられる次第でございします。ほかに見舞金だとか何とかいふお話でございしますけれども、当然そういうところは法の適用に

よつて保護を受ける、こういうやうな道を国としては考えなければならぬ。こういうふうにご考慮の次第でございしますが、今ここでとつさにお考えをきめていただくわけにも行きませんが、それから、事情がそういうふうで、おそらく被害中の被害、こういうふうにご考慮の次第でございしますから、当然法律もつてそういう地域の漁業者も保護してもらわなければならぬ。こういうふうにご考慮の次第でございしますから、その練に沿つた御研究をひとつぜひお願いいたしまして、後日でもよろしくございしますから、またこの委員会において御答弁を願ひたいと思つております。これで私の質問を終ります。

○川村委員長 石原委員。

○石原委員 この法律を拝見しますると、ただ単に水面を使用するといふことのみに限られておるようであり、また、演習中に突撃射撃等の影響を受けて、後日にもあるいは機雷の爆発であるとか、その他科学的な関係から海水が汚濁するとか、そういう関係で演習を荒廃せしめ、または磯焼けを起し、その使用をしたあとは数年も魚族が集まらないとか、漁業ができないとかいふやうなことは、どういふ方法でこれを処置されるか。その点のお考えを承りたいのであります。

○長岡政府委員 ただいまの御質問に對しまして、あるいは適切な御答弁にならぬかと思つて、実は従来の進駐軍の行為によりまして日本人が受けました損害につきましても、進駐軍は一切その責に任じておりません。従いまして今日まで厚生省が取扱つて、あまりにお気の毒だといふので見舞金制度が設けられておつたのであります。

○長岡政府委員 ただいまの御質問に對しまして、あるいは適切な御答弁にならぬかと思つて、実は従来の進駐軍の行為によりまして日本人が受けました損害につきましても、進駐軍は一切その責に任じておりません。従いまして今日まで厚生省が取扱つて、あまりにお気の毒だといふので見舞金制度が設けられておつたのであります。

ところが講和条約発効になりまして、御承知の行政協定十八条に基きまして、駐留軍の公務上の行為に基きまして日本人が損害を受けた場合には、その行為が駐留軍の責に帰すべき事由がある場合には、これを補償することに民事特例が設けられたのであります。従いまして駐留軍の責に帰することの得ない場合も起るのであります。従いまして、この場合に基きましては、いわゆる損害という点から考えまして、同様な補償をすることが妥当であるという場合が生じて参りますので、この点につきましては、見舞金制度を考えたい。かように考えておる次第でございます。前段の問題の、駐留軍の行為に基きまして行います補償につきましては、これは法律に基きよう規定されたのであります。この補償金のあとの分担金の問題につきましては、これは別途きまるもの、かように考えておる次第であります。

○石原(團)委員 たいだいまの答弁を調達庁にいたさしめるといふことは不当であります。調達庁というものは、過去のことを実例のように御説明なさるにとどまるのであり、調達庁そのものは今後の存在がどうなるかわからぬ、そういう役所をたよりにして今後の漁業の損害をきめるというふうなことは、われ／＼は考えていないのであります。どうして水産庁がこれに対する説明をしないのか、はなはだけしからぬ。使用水面というだけのことであつて、その以外によつて生ずる諸種の影響というものは、これは水産庁でなければわからない、調達庁がわかるはずがない。それを答弁を逃げて、そして調達庁へ転嫁するというふうな、

さような卑怯なことではいけません。この問題は単に海の表面を使用するというのみにとどまるので、もしそれによつて生ずる損害はどうするのかというのをこの法律に入れておかなければ法律にはならない。もし駐留軍がよつて生ずる損害を負担せなければ、政府が負担して、そして漁村及び漁業者者に迷惑をかけない、損失をかけないということが明らかにならなければ、この法律は法律という価値がないのであります。もう一応水産庁の御説明を願います。

○伊東説明員 お答えいたします。調達庁の問題が出たのであります。実はこの法律の体系自身が、どういふ水面を向うに提供して、それからどういふ期間にやるかというふうなことは、内閣総理大臣が農林大臣の意見を聞いてきめる、それから補償も内閣総理大臣がするといふふうなかつこうになつておるのであります。実は漁業権漁業につきましては、これは国会を通つたのであります。土地等の使用等に關する特別措置法という法律がございまして、これはやはり漁業権漁業につきましての取用とかあるいは使用の制限であります。補償が内閣総理大臣になつておられます。それと符節を合せまして、こちら内閣総理大臣が農林大臣の意見を聞きまして提供をするといふふうな思想でございます。今石原委員のおしかりを受けたのであります。全部調達庁にこの問題を一任するといふ考えはわれ／＼は全然持つておりません。この補償の問題等につきましては、農林省があくまで原案等をついて調達庁と相談してやつて行くとい

うやり方で行きたいと思ひますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。

それで今お話のありました水面の区域以外の問題でございますが、これは今調達庁からも御説明があつたのであります。先ほど御説明がございました民事特例法とかそういう法律案が通つておりますので、そういう法律でもやつぱり救つて行けるということになるのであります。公海の問題につきましては、若干まだ問題があるのでございまして、公海の問題とそれから今水質汚濁の問題が出たのであります。これにつきましては、まだもう少し別途の方法で何とか考へたいといふふうな、今のところはわれ／＼考へております。

○石原(團)委員 安全保障条約そのものの性格は、沿岸であらうが公海であらうが、日本の領海であらうが、國際的に相互に安全なる方法をもつて漁業ができればならぬのであります。そういう場合においては、日本の水産庁といつたしましては、日本の水産がどうしたら安全にでき得るといふことに根拠を置かなければならぬのであつて、その場合に、この条約に考慮して、沿岸漁業なら何とかがするが、公海ならば控へ目にするといふような弱腰ではないけいのであります。そうならば三國漁業協定の成立といふことも無意味になりません。であるから、あくまでもよつて生ずるところの損害は予定して、それに対する処置をきめるといふことが法律の精神でなきやならぬ。その法律になことを、いかに総理大臣であつても、農林大臣でも取扱ひはできないの

で、根本は、われ／＼立法者がつくるところの法律が基本にならなければならぬ。歐州戦争及び太平洋戦争のとき、たくさんの機雷のために多くの漁船や漁業者が被害を受けておる。最近また瀬戸内海にはそういうことがときどき起るといふようなことは予想できるのであります。またその一地方で、磯焼けがして、海底が荒れて魚も集まらなければ、海藻も繁殖しないといふような実例もあるのであります。これに對する法律が同時にこれに加わらなければいかぬのでありまして、私はそれに対して繰返し申しておきたい。これは政府提案でありますから、そういう点をこれに差し加えて、さらに再提出されんことを希望して、一応これは撤回することを希望するものであります。

○川村委員長 井之口君。  
○井之口委員 たいだいま石原委員から、この法案の撤回を要求されたようでありまして、まづたく正論であると思ふのであります。そこでこの法案がもし出ないといつたしましたならば、合衆国の軍隊に水面を提供するの必要もなく、漁民は従来使用されてきたものも返してもらうようになり、非常にいい結果に立ち至ると思ふのであります。その結果何か少しも悪いような形になることがあるのでございませうかどうでございませうか。これが出なかつたならば、むしろこの水面は取上げられず済むのであるか、この点をひとつ御説明願ひます。

○伊東説明員 お答えいたします。今の法律が出なければ区域を提供せんでいいじやないかという御質問でございますが、これは行政協定と、それに基

く交換公文がありまして、講和発効後九十日以内に話をつけるという問題について、話がかぬものはずつと継続して駐留軍は使えらるという交換公文があるのをごさいます。日本とアメリカとの間でそういうものができておりますので、この法律を出さぬと水面を提供せぬでもいいんじやないかという御質問であります。それは全然さうにはなつておりません。

○井之口委員 それなら結局その交換文書とおつしやいましたが、その交換文書が一切を、日本の権限を、漁民の利益を蹂躪しているという結果に立ち至るのであります。そういう文書なり安全保障条約なりも、これは永久のものではない。これはやはり抽象的に規定されてあれば、それを施行するところの細則がきまつて来なければ効力を生じない。当然これはい／＼な法律に見られる現象であります。でありますからしてこうしたものをつくられないとすれば、そうした今までのとりきめそのものが無効になつて来て、實際上漁民の生活が保護されて行く結果に現実になつて来るのではないでしようか。その点をもう一ぺん突つ込んで聞いておきたいと思ひます。

○伊東説明員 先ほどお答えしましたようにわれ／＼は考へております。それでもしも何でしたら今の問題は外務省からお答えするのがいいのかもしれません。が、われ／＼が今向うと話し合ひをしております段階におきましては、そういう了解でこれはやつております。○井之口委員 それはこの法案をつくらうとつくるまいと、結局において実行されるんだといふふうになるのであります。結局これはつくらぬでもい

いじやありませんか。その方針なら、ぜひともこれはつくるものであるならば、国会にかけねばならないというところに結論はなるのじやないでしようか、どうですか。

○伊東説明員 われ／＼としましては、これはどの区域を提供するかというようなことは、法的にこれははつきりしておくのが必要である。それからもう一つ、補償の問題もあるいはまた考えようによりましては、法律なしに補償するというのも、これは従来やつておつたのでできないことではないのでありますが、その点は補償等の問題につきましては、ちやんと法律的な措置をやつて、はつきりしておいてやつた方がいいのじやないか。これはその方が漁民のためだ。それから増額の請求でありますとか、そういうような救済手段等も従来なかつたのであります。が、そういうものも法律ではつきりして置くことがかえつて漁業者のためだと考えて、ここに提案した次第であります。

○井之口委員 従来受けたら／＼な損害に対してこうしたものをつくるという事は、これはけつこうであります。が、しかしこの法案の第一条はこれから禁止することができるといふ点にあるのであります。水面が取上げられるという点がこの中心になつておられるわけでありまして、しかも今おつしやるようなことではありませんならば、われ／＼委員がこれに反対したところで、どうしたところで無意味である。自由党の委員の方々でさえも、こんな法案はできない方がいいということ望むと主張していらつしやるのです。これはまづたゞ無意味であつて、全然

これはわれ／＼は審議するところの必要のないものでなければならぬと思うのですが、どうでしょう。絶対多数を擁せられるところの自由党において、これは漁民のためにならないのだというふうな所論があるとすれば、これは実行可能なものでなければならぬと思つて、もしそれができないと思つれば、何ら日本の議会というものは意味をなさないと思つてどうでしょう。たとえば両条約の締結によつて必然にも行政協定というものが発動して、委員会に審議することもなしに国会に賛否を問うこともなくしてあれは成立した。そういうふうな、もうただ報告というくらいのことでも、今御説明は出されるということも、今の御説明は意味するのじやなからうかと思つて、どうでしょう。

○伊東説明員 若干見解の相違があるのかしれません。われ／＼はこれは第一条だけがその法律の趣旨でございます。補償の問題、救済の問題と、この法案全部が私にはこれは大切だといふふうな考へておりますので、何か意見の相違になるかと思つて、その点御了解願ひます。

○井之口委員 それじや要するにこの問題の根本は、やはりこの両条約と締結して、そしてこれに基く行政協定ができています。すでに縛りつけられておる。もうどうにもこうにも日本の漁民というものが自分の日本の国において安心して漁業ができないということ、もうアメリカの支配によつて嚴重に規定されたということの意味するのだと思つております。われ／＼はむしろ、いかにして日本の独立ということの完成して行かなければならぬかと

いう建前から、ものごとを見なければならぬと思つて、このごまかな点につまましてはいろいろ／＼あとに残すとして、今までの制限を受けている箇所、それから面積、それから被害の箇所、それから今まで扱つたよう漁民の数、それから今まで扱つたよう補償額、それからそれによつて直接受けなくても、たとえば先ほど田口委員からお話がありましたように、防潜網を引いて、そのために非常に大きな地域が被害をこうむるといふふうな点もたくさんあるだらうと思つて、そういうふうなものの現実の事情、こゝろをどうな点を一つ調査によつて出していただきたいと思つておるわけがあります。なおこの防潜網については、東京湾に潜航艇が入つて来るはずはないのじやないか。潜航艇が入つて来るはずがないのに防潜網を引いて、そののりが一ぱいくつついて魚でさえも、海水でさえも通ることができないといふふうなふさがれておるといふことは、まづたゞ道理に反することだと思つて、何のためにこゝろ防潜網というものを今日でも維持しているのではありませんか。

○伊東説明員 先ほどの数字とか何かは、これはまた資料で御説明申し上げます。簡単に申し上げます、演習の場所は四十二箇所ございまして、そのほか九箇所ばかりあつたのでございまして、その後だん／＼われ／＼の方にわからぬものもあつて、これは数十箇所あつたであらうと思つて、これは分減つております。演習の箇所は四十二箇所ございまして、しかしこれは全部補償を扱つておりません。演習の箇所になつておりましたも、演習を全然しない箇所もあつたので、むしろ補償した箇所はつと少なくなつております。それからこれはまた補償でございますが、過去の分は四億一千万円ばかり二十六年度までに扱つております。二十六年度の分はそれで終りといふふうなことで、二十六年度に二億八千八百万、二十五年に一億二千四百万でしたかを扱つてございまして、その他点につきましてはひとつ資料等を差上げます。それから防潜網の問題でございますが、これは私がどうも答弁いたす問題でもなさそうでありまして、これはほんとうの軍事上の問題でございます。ですから、それはひとつごかんべんをお願いしたいと思つて、

○小松委員 私はこの法案として最も重要なことは、この漁業経営上生じた損失の補償にあると思つて、そこでこの補償方法は、これは法文だけでは無制限に補償されるようにちよつとされるのであります。損害があつた場合には、いくらでも補償するということにとれるのであります。この損害の算定方法等については、どういふ基準をお持ちになつておるか。それが私は根本の問題として伺いたいと思つて、

○伊東説明員 お答えいたします。これは「通常生ずべき損失」と書いてありまして、これは土地収用法等の思想と同じような思想で書いております。これは過去にやりました実例でございますが、その年の漁獲と平年の漁獲量とを出しまして、その四二％が大体所得になるといふふうなことで、農林省としましては大蔵省へ話したのであ

りまして、大蔵省との交渉の過程においては、その六割といふふうな算定方式で過去のものはやつたのでございまして、そこで今後の問題でございますが、これは通常生ずべき損失は漁場によりこれはいろいろ、具体的に違つて来るわけでございます。ほんとうから申しますならば、算式といふものはなまえてきめるのがほんとうだと思つて、その場／＼で具体的な例をつかまえてきめるのがほんとうだと思つて、大抵どのくらい金のなるだらうかといふものさしをやりまして、粗収入の四二％くらいが所得になる。そのくらいのものはどうしても補償しなければならぬじやないかというふうな方式で計算をやりましたのが、この前申し上げました約十億くらいになるのであります。われ／＼としましては、算定の方式としては何かと聞かれれば、そういうふうな農林省の希望の方式でやつて行きたいといふふうな考へるのであります。これはまだ大蔵省、調達庁等とも十分協議が遂げられておらないので、算式の問題につきまして、今後協議を遂げてやつて行きたいといふふうな考へております。

○小松委員 その算出の方法等については、十分御研究を願ひたいのであります。今までのように、平年の所得額は非常に問題があると思つて、こゝろを十分御考慮願ひたいことを希望申し上げておきます。

○二階堂委員 ただいま損害補償の算定の問題で小松委員から質問がありました。実は二十五年、二十六年の損害に対する補償の問題で、水産庁の要求せられた額と、大蔵省が失業保

りまして、大蔵省との交渉の過程においては、その六割といふふうな算定方式で過去のものはやつたのでございまして、そこで今後の問題でございますが、これは通常生ずべき損失は漁場によりこれはいろいろ、具体的に違つて来るわけでございます。ほんとうから申しますならば、算式といふものはなまえてきめるのがほんとうだと思つて、その場／＼で具体的な例をつかまえてきめるのがほんとうだと思つて、大抵どのくらい金のなるだらうかといふものさしをやりまして、粗収入の四二％くらいが所得になる。そのくらいのものはどうしても補償しなければならぬじやないかというふうな方式で計算をやりましたのが、この前申し上げました約十億くらいになるのであります。われ／＼としましては、算定の方式としては何かと聞かれれば、そういうふうな農林省の希望の方式でやつて行きたいといふふうな考へるのであります。これはまだ大蔵省、調達庁等とも十分協議が遂げられておらないので、算式の問題につきまして、今後協議を遂げてやつて行きたいといふふうな考へております。

りまして、大蔵省との交渉の過程においては、その六割といふふうな算定方式で過去のものはやつたのでございまして、そこで今後の問題でございますが、これは通常生ずべき損失は漁場によりこれはいろいろ、具体的に違つて来るわけでございます。ほんとうから申しますならば、算式といふものはなまえてきめるのがほんとうだと思つて、その場／＼で具体的な例をつかまえてきめるのがほんとうだと思つて、大抵どのくらい金のなるだらうかといふものさしをやりまして、粗収入の四二％くらいが所得になる。そのくらいのものはどうしても補償しなければならぬじやないかというふうな方式で計算をやりましたのが、この前申し上げました約十億くらいになるのであります。われ／＼としましては、算定の方式としては何かと聞かれれば、そういうふうな農林省の希望の方式でやつて行きたいといふふうな考へるのであります。これはまだ大蔵省、調達庁等とも十分協議が遂げられておらないので、算式の問題につきまして、今後協議を遂げてやつて行きたいといふふうな考へております。

險法の第十七条でありますか、これを適用いたして算定いたした額は、相当の差があつたことを私どもは認めて、過般の委員会におきましてぜひ、これに論議いたしたのであります。もちろんこれら先の補償等につきましては、新しい算定方式がここへ出て来ておりますが、これをもって一応損害は要求されることになると思つて、御意見を承りますと、今後大蔵省当局ともよく打合せをしてみたいというような御意見であります。二十五年、二十六年年度の算定につきまして、大蔵省当局が、私どもの立場から言われれば、非常に独断的な算定をしておる。と申しますのは、演習等のために出漁ができなかつた。そこで大蔵省はこの算定を失業保険法の第十七条に求めた。ところが大蔵省の当局としては、演習のために漁撈ができなかつた、従つて失業者とみなすというような考え方だろうと思つておられますが、しかしその考え方は一応もつともな考え方としていたしても、必ずしもその間に失業してない。大蔵省の当局は、出漁していない漁民に失業手当を、といつたような考え方で補助をするのであるから、きわめて漁民に対しては好意的な考えを持つておられるというような意見を述べておつたのであります。私どもは、かような考え方に對しましては根本的に反對をいたして参つたのであります。今後新しい算定方式を大蔵省と打合せをされて、そして今後起るであろう被害に對して、十分の要求をされることはもちろんであります。大蔵省が従来のような考え方で、もつて損害の補償を考へようという

ことであれば、いつも漁民は非常なる犠牲になるというのを、私どもは考へざるを得ないものであります。そこで今後のこの算定につきまして、水産庁とされましては、大蔵省に十分な腹を持つて打合せをしていただきたい。私は二十五年、二十六年年度の算定の算定大蔵省当局との打合せ等の経験にかんがみまして、十分そういふ過去の経験をも御考慮くださいますと、遺憾なき措置をとつていただきたいということの希望を申し上げておきます。

○川村委員長 本案に關する質疑はこの程度にとどめます。

○川村委員長 次に公海漁業に關する件について調査を進めます。本件に關して富永委員並びに松田委員より発言を求められております。まず富永委員より発言を許します。

○富永委員 北洋漁業は、関係官民の皆様の絶大な御尽力によりまして、御承知の通り去る五月一日根拠地函館から各船団出航いたしました。おそれなく今ごろはそれ／＼漁撈に携つておるものとわれ／＼は期待いたしておる。北海道の新聞で「ちよつと見たのですが、不法拿捕には対策」という見出しで、第三大洋丸にて矢野共同特派員十一日発として、北洋船団の船内監督官は、懸念されるソ連監視船による拿捕問題に對して次のように語つた。現存ソ連は領域内に数隻の武装監視船を配置している模様だが、もし監視船に一そうでも不法拿捕されれば、全船航船を一時安全海域に引揚げさせ、全船當面措置を講ずる」といふような記事が出ております。もちろん現地においで

らることかと思つておりますが、し、かしてソ連監視船による不法拿捕関係でございませうから、あるいは水産庁では必ずしもはつきりとした御答弁が困難かとも思ひますが、事情の許す限りこゝうした場合において水産庁ではどのよう考へておられるかという御所見を承りたいと思ひます。

○永野説明員 本年の母船式は、まだ漁場につきまして、たゞいまお話がございませうが、ソ連側の出方がどうであるかが非常な問題であるわけでありませう。従ひまして、われ／＼といたしましては、本年の漁場はとりあえずソ連側とアメリカ領土のアリュシャン列島の中間の線を西の境界といはせしめて操業区域を許可したような次第であります。この操業区域内であり、當時の事情をいたしまして、また現在の状況下におきましても、ソ連の方の拿捕の危険はそれほど非常に少いと考へているわけでありませう。またアメリカ領土寄りの公海におきましても、非武装のわが国の漁船を拿捕するといふようなことは、国際法上から考へまして非常な不法行為だとわれ／＼は考へております。ただ今年の出漁船の現実の措置でございませうが、これはわが国の漁船及び漁民の生命財産を保護いたしますために機宜の、万全の措置をとるべきこととはもちろんでございます。その意味で、本年の漁船はいずれも通信の設備につきましては特に留意いたしまして、そういふ危急の情勢に對して、監督官より適宜の措置を各漁船に對して迅速にできるような準備をして参つたわけであります。たゞいまお述べになりましたのは、おそらく監督官が現地におきましてその見解を發

表したことかと思ひますが、こういう事故が起りました場合には、中央におきまして、外務省当局とも相談をいたしまして、それに対策を立てることにはもちろんでございますが、現実には拿捕の事故が起らないように、現場において農林省の監督官以下みんなが責任を持ちまして万全の措置をいたしたいということ、出航前私どもは指示をいたしたような次第でございます。

○富永委員 たゞいまの御答弁を承りまして承りました。この記事を今一応拝見いたしますと、すでに出漁前に御答弁に相なりましたような事柄を考慮に入れて、それ／＼の手配をなさつていただいたものと承りまして承りました。何か心配した杞憂の問題に近いようなことが起り得る可能性が出て来たかのようにも感じられましたが、一応今お尋ね申し上げましたが、そういう事実はないのだというよう措置を講じているのだというようにお伺いいたしておきます。

さらに、さきに三国漁業条約の調印に伴ひまして、政府は独立後の公海漁業の基本方針を定めまして、漁業要領を決定いたしております。基本的には公海自由の原則をとりつつあります。が、一方資源保護の立場から、太平洋沿岸諸国を刺激しないように、自主的措置によつて操業の規制を行うという御趣旨は、私どももまったく同感であり、賛成するものでございませう。われどもあの会議に参画いたしておりましたが、しかしその方法等につきましても、また考へ方につきましても、これはやはり程度問題であつて、自主的措施も度を越えるということになるかと、私どもとしても遺憾の意を表さざ

るを得ないと思つております。母船式漁業取締規則を改正して、操業区域を四十六度以北としたことはよいですが、本年度における船団の操業区域を東経百七十度、西経百七十七度の緯線と、北緯五十度と南緯五十五度の緯線に囲まれる海面内に限られたことは、私どもとしても、もちろんそれが先ほど申し上げましたような理由のもとにおいで行われたということは考へられますが、あまり遠慮し過ぎるといふ感じがするのであります。三国漁業条約におきましては、西経百七十五度を以て日本さけ、ます漁業の自主的漁場として決定しているのとあります。わずかの二度の遠慮ではあります。しかしこれは精神的には非常に退嬰的な、卑屈な気分をもちたすものと考へるのであります。あの線をとりきめますためにも、当時出席せられた方々には幾多の困難に當面してきめたのでありますが、漁業条約でとりきめたことは、その通り／＼の線まで操業せしめるべきである。その当時の感覺からいつても、今日もなおさうに私は考へているのであります。御精神はわかるけれども、何か遠慮しなればならぬ直接の理由があつたのかどうか。何も求めてみずから遠慮することはない、こう考へるのであります。また私どもが最近入手いたしておりますアメリカの漁業関係または漁業に關連する政治方面では、三国漁業条約でも日本漁業の規制、取締りは不十分であるといふような考へ方からして、何らかの方策を講じようとする意向であるといふことも実は聞いておるのであります。最近起つた例を申し上げますと、

るを得ないと思つております。母船式漁業取締規則を改正して、操業区域を四十六度以北としたことはよいですが、本年度における船団の操業区域を東経百七十度、西経百七十七度の緯線と、北緯五十度と南緯五十五度の緯線に囲まれる海面内に限られたことは、私どもとしても、もちろんそれが先ほど申し上げましたような理由のもとにおいで行われたということは考へられますが、あまり遠慮し過ぎるといふ感じがするのであります。三国漁業条約におきましては、西経百七十五度を以て日本さけ、ます漁業の自主的漁場として決定しているのとあります。わずかの二度の遠慮ではあります。しかしこれは精神的には非常に退嬰的な、卑屈な気分をもちたすものと考へるのであります。あの線をとりきめますためにも、当時出席せられた方々には幾多の困難に當面してきめたのでありますが、漁業条約でとりきめたことは、その通り／＼の線まで操業せしめるべきである。その当時の感覺からいつても、今日もなおさうに私は考へているのであります。御精神はわかるけれども、何か遠慮しなればならぬ直接の理由があつたのかどうか。何も求めてみずから遠慮することはない、こう考へるのであります。また私どもが最近入手いたしておりますアメリカの漁業関係または漁業に關連する政治方面では、三国漁業条約でも日本漁業の規制、取締りは不十分であるといふような考へ方からして、何らかの方策を講じようとする意向であるといふことも実は聞いておるのであります。最近起つた例を申し上げますと、

生及びまぐろの関税問題でございませうが、これもこの委員会では、繰返した問題で、結論的に申し上げますと、九日発ワシントン共同通信の電報によりますと、米国の上院歳入委員会は生及び冷凍まぐろのボンド当り三セントの課税をするという法案を可決しているものでありまして、これは上院の本会議を通過すれば成立することになります。もちろんそれには業者も政府もいろいろ対策を講じているように承知いたしております。しかし情勢判断からしますと、同法案の成立は免れないのではないかと、あるいは課税するのではないかと、あるいは考えらるるような状態に今のところあるのです。が、こういうふうな米国の、冷静に自己の立場を強く主張して実行に移している場合に、われわれはせつかくち得た操業区域を、みずから好んでこれを内輪にするというふうな考え方については、この場合よく承つておきたいと考へるのでございませう。また御答弁をいただいでから質問いたしたいと思ひます。

○永野説明員 本年の母船式さげ、ます漁業の操業区域につきましては、これは本年限りの問題としてわれわれは考へておるのでございませう。その意味におきまして、ただいま御指摘のございましたような、現在の日、米、加の三国の漁業条約にきめられておりましたところの西経百七十五度まで操業ができるというところは、来年以降におきましては、当然われわれとしてそういう考へ方のもとにこの操業区域をきめて参らなければならぬと存じております。ただ本年の操業区域をきめました。当時は、いわゆる日、米、加三国条約というものは、何か三国の漁業会議という形で一応原案ができておつたというにすぎない状態でございまして、これに対して政府が正式に調印をし、さらに国会が批准をするという手續が残つておりました。そういう諸般の国際情勢を考へまして、一応本年の操業区域の限度として西経百七十七度という線をきめたわけでございます。さう御承知をお願いしたいと思います。さうして議論しても、あるいは意見の相違になるかもしれないと思ひます。ただ私もが当時出席いたしておりました感覚から見て、今日現実に現われている事実等から考へて御質問をいたした次第でございませう。

なほもう一つお伺ひいたしたいと思ひますのは、今度の北洋におけるさげ、ます漁業の再開につきましては、先ほども申し上げました通り、関係官民各位の絶大な御援助をいただきました。おかげさまで函館が根拠地となり、五月一日函館から一齊に三船団五十隻の独航船を出動さしていただきましたことは、函館市民はもちろん、われわれ選挙区の者もいたしまして、衷心より皆様にこの機会にお礼申し上げる次第でございませう。もちろん北海道の者もいたしまして、私はこのさげ、ます漁業が、先ほど新聞記事にありましたような事故が何らなく、しかも大団円をもつてぜひ終結さしていただきたくと念願する一人でございますが、ただこの場合一応御当局に伺つておきたいと思ひます問題は、御承知の通り、函館は過去数十年間北洋漁業の根拠地として歴大な設備を有しております。冷蔵、冷凍、加工、カン詰等の工場もたくさんありますし、最近においては北洋沿漁だけの同業組合も結成して待機いたしているものであります。最近母船式、独航船とも、いろいろな意味合いにおいてお集まりになつて、それらの立場から検討せられて、さう承つておられますが、この場合水産庁はこの漁獲物に対して、根拠地としての遊休されている歴大な施設を活用されることを御考慮に入れてくださつておられるものと思ひますが、その点について一応お伺ひいたしておきたいと思ひます。

○永野説明員 本年の母船式さげ、ます漁業の漁獲物製品等は、これは漁業者の立場から言うならば、もつと有利に販売することが望ましいことでございます。また消費者の立場から申すならば、中間経費最も少く、安く口に入ることが望ましいことだと存じます。こういう考へ方で、最も合理的な線である本年の漁獲物の販売が、同業者の自主的な協議によつてきめられることと私もは期待しているわけでございます。特に北洋漁業の製品について、これが取扱ひのための施設及び経費を持つておりますような土地にこれを陸揚げするということとは、その販売を合理的にするという意味で、十分同業者の方でお考へになつておられるようございませう。

○永野説明員 今度の北洋漁業は、母船式漁業取捕規則第二条の漁業の許可の条文から、一本として一枚の許可証であると思つておられるが、同規則第六条の許可証の備えつけが、同規則を見ますと、許可証は母船に備えつけておくように義務づけられておりますが、今度のように三隻母船がある場合には、一枚の許可証はどの母船に備えつけるかというところが一応問題になりませんが、しかしこれはおそれなく条文が不備なもので、許可証またはその写しというように、この条文を直す必要があるのではないかと存じます。またその末尾の方に使用承認の申請があらますから、あるいはこの条文は全然いらぬのではないかと存じます。その点について一応お伺ひいたしておきたいと思ひます。

○永野説明員 今度の北洋漁業は、母船式取捕規則第三条の許可の申請の条文によりまして、母船式漁業の許可を受けようとする場合には、事業に關する各共同者の出資額及び権利義務の關係を記載した書面等を備へて農林大臣に許可申請をすることになつておりますから、今度の各共同者といへば、大洋、日本、日魯、北海道、内地の漁業組合、こう考へるのですが、これらの出資額及び権利義務等の關係につきまして、一応御説明を願つておきたいと思ひます。



書につけてございますので、これによりまして、共同申請者の間の権利義務の關係は明らかになつておるわけでございます。

○川村委員 松田君。

○松田委員 公海漁業の大綱に対しては、ただいま富永委員から質疑があり、大体その内容を了承したものであります。去る三月二十九日、石原委員からの質問に、永野次長ははつきりと答へられておるのであります。この中で、まず第一点は、石原委員の御質問のうち、北海道北洋出漁組合及び北洋漁業組合、この二つの組合は水産庁において認可をした組合であるかどうか、また将来この実績を継続して行くものであるかどうかという質問に対して、水産庁が認可をした組合ではない、また将来の点につきましては、単なる申請の上で名前がついておるだけであつて、将来その肩書を持つことになつて、その肩書がものをいうものでないかと考へておるといふ御答へをされておる。これはわれ／＼の考へておつた実績という問題が、水産庁では、漁業法の建前から、すべての漁業が解放されて、新しく漁業者が適格性を持つたもののみ許可をするという方針であつたがために、かように御解釈になつて御答へされておるものと私は考へておるのであります。この点につきましては、明年の出漁という問題は、この二つの組合は実績者であるからこれを許可するということはならないといふように、私もは解釈してさしつかえないかどうか。また適格性を持つておるものがあつたならば、水産庁が考へられる五十隻のものか、かりに百そう、二百そうとなつた場合には、そ

の範囲内において適格船に対して許可をするという考へ方を政府は持つておると私は解釈しておるのですが、この点はどういうように御解釈になつておるか、これをまずお答へ願ひたい。

○永野説明員 明年の母船式さけ、まず漁業の許可をどういう形でしたしますかという点につきましては、本年の操業による漁場価値及び国際関係等につきまして判断の資料を得た上で、明年度のその仕事のスケールをきめまして、そのスケールに応じて、日本全体として最も適当な形で許可をやつて参るといふことだけが、現状において言えることでございます。

○松田委員 そこで同じく石原委員の御質問の中に、本年北海道二十五隻、その他二十五隻、合計五十隻のものが適格として出漁するのであるが、もしそれが出そろわぬ場合においては、どういう方法をとるかという御質問に対して、水産庁永野次長は、本年五十隻の独航船が最大限だと考へておるもので、適格性を欠くもの、また脱落する船に対しては、これはやむを得ないから、予備船を代替とする以外には、しなない方針である、たとえば不足になつてもやむを得ないという意味をお答へになつておるのであります。また五月一日はなばなく函館を出港して出漁したもののうち、宮城県の出漁がこれから脱落した、こういうことが報告されておる、長官も委員も出席されて、よく認められておるのであります。さて五十隻の適格船といふものに対しては、たとえば無電であるとか、方探設備であるとか、また船の性格、あらゆるものが整備されたので、

ここに適格船として許可されたのであります。何のためにこの六隻が一日の出漁に間に合わなかつたかという問題が、今後残される大きな問題になるのではないかと私は考へるのであります。しかも内容については今ここにやや議論する必要はありませんが、はなはだしくわれ／＼が心配する点は、本年初めて公海に出漁する有意義なる出漁に対して、水産庁当局の指導と、あらゆる日本国民の注目の的になつておる、もみにもんだこの北洋漁業の出漁の中に、塩五百俵も積んだ船がある。これは一体どういふことであるか。北洋に流し網漁業を営んで、母船にこれを売り渡すのに、塩の五百俵といふものが何のために必要であるか。これが砂糖なら、まだ出漁者が食うといふこともあるけれども、塩の五百俵といふものは食糧にもならないのである。これを一番警戒したのが水産庁当局であり、またわれ／＼委員会としてこれを警戒したのであります。それが現実の問題で、これを発見されて、船から下した。ところがまたそれを積んで行つた。こういうことが正しく報告されておるのであります。これが一番警戒すべき問題であつて、水産庁当局も頭を悩ましておつたことだらうと私は考へておるのであります。あえてこゝに漁船が宮城県にあつたといふことであつたならば、今まで宮城県の漁業法違反という問題が摘発されて、われ／＼もまことに困つておるような次第であります。それがいつまでもかような精神をもつて、しかも今一大決心をもつて国民の目にさらされておる北洋漁業の問題が、かような思想によつて、もし一朝にして誤つた行動――

北千島に寄るとか、またわが北海道の沿岸に寄るとか、そうしてどこへ陸揚げするかわからぬけれども、ただ塩を持つて来る。宮城県に陸揚げするものでないと思ふ。必ずそれは船に塩魚を満載して持つて来ることだらうと思ふのであります。こうしたことが、出漁する前にはや計画されておる。これが適格船であるかどうか。かようなことをわれ／＼は確報をもつて聞かされておるのであります。かようなものに対して、水産庁はどのように監督される意思があるかどうか。私がさきに第一として明年の許可方針という問題に触れたのは、この問題があるがゆゑであります。かような漁民がもしあつたとしたならば――現実にあるのであります。これらは明年の、いな、今年取締りの上においても、国際関係を惹起する問題であり、しかしして明年の許可という問題に対して、大きな問題がでることだと思ふのであります。こゝにいう点に対して、水産庁はどのようにお考へなさつておるか、御意見を承りたいと存じます。

○永野説明員 五十隻の独航船が、漁期までに準備万端整えて、出発地である港の函館へ集結するようにということは、私もといたしましては、同業者者に対して万全の指導をいたしたつもりであります。残念ながら、ただいま御指摘の六隻の船が、五月一日まで函館に来ることが間に合わなかつた。また一隻の船は日本海において軽い事故を起しまして、これもまた間に合わなかつたといふことは事実でございます。しかしながら、すでに五月一日当時それらの船は根拠地を出ておりまして、諸般の準備も完了するといふ

見通しがつきましたので、この点につきましては、特にわれ／＼水産庁当局が函館に残りまして、その確認をいたしましたのであります。二、三日遅れればその準備が間に合つて函館へ参るといふ確認ができたので、これをこの五十隻の中に加えて、二、三日あとから追つかけて漁場へやることにいたしました。そのために水産庁の監視船も特に残しまして、これが五十隻の中に加つて仕事ができるように配慮をいたしたわけでございます。これはそのための準備万端をそれまでに整へまして、二日のところで間に合はないといふ漁業者に対して、こゝにいう措置をいたしたことはやむを得ないことであつたと考へます。また塩の問題につきましても、御指摘の通り、相当大量の塩を独航船が持つて参つたものがあつたのであります。この点につきましても、私もは事前に、独航船において塩魚を意圖的に加工するといふことはせないといふことを、十分指導して参つたつもりでございます。現実の船にはさういふものが若干あつたのでございませう。それにつきましても、私ども函館におきまして、出航前一隻々々独航船を検査いたしました。独航船の上には若干の塩を置きますことは、たとえばしけの場合、母船と独航船の連絡がしばらくとれないといふこともありませう。その間魚を保存するために必要な最小限度の塩を残しまして、あとは母船の方へ積みかえるという措置を、一ぱい一ぱい独航船を検査してやつたわけでございます。なお母船の方がすでに出航しておつたといふような事情のために、何俵の塩を積んでおるかといふことを確認して、その上で出帆させたも

のもあるかと思ひますが、これらにつ  
きましては、漁場におきましてまた必  
要な限度の塩を母船から供給するとい  
うような問題もございまして、その  
際に独航船として塩を幾ら消費を  
したかというのをはつきり監督官の  
方であらうな措置がいたしてご  
ざいますので、そういう不当な塩の使  
用をしないように、十分措置をした  
い、こう考へております。

○松田委員 この問題は後刻に譲つて  
おきたいと思ひます。いずれまた詳細  
な調査をわれ／＼もいたしまして、水  
産庁当局に御協力を申し上げたいと思  
うのであります。

次に三杜側であります。三杜側にお  
いて網の問題を——何の理由かは存じ  
ませんが、三杜側と、それから北洋漁  
業協同組合、また北海道の組合、これ  
が責任者も北海道に残つておる、また  
内地にも残つておる。こうしたすべて  
のものが、責任者が残つておるのに、  
出漁するその日の朝まで、北洋で使う  
網を漁船に積み込ませることを拒否し  
たという理由はどういう考へ方であり  
ますか。みずからの母船に、とつた魚  
を全部収容しなければならぬ。また  
収容することが建前であつて、先ほど  
富永委員の言われたように、共同出漁  
の形によつて許可されておる。この漁  
網を、あすの朝出漁するのに、今晚で  
なければ積み込むことができない。ま  
たはなほだしいのは、明日出漁する間  
ぎわでなければ積み込ませられない。  
それまでごた／＼さしたという考へ方  
なんです。これが資本主義の最も悪い  
方法だと思ふ。何のためにさうなこ  
とをしなければならぬか。かような  
母船をもつて北洋に進出するなどと

う考へ方を、いまだに改めないものに  
対しては、断固として明年の許可はす  
べきでない私は考へておる。漁民と  
資本側と母船側と、もつ／＼融和し  
て、すべてのものがやつて行けること  
だらうと思ふ。それができ得ない感情  
の対立などというものから、やがて北  
洋においてどのような事態が起きるか  
どうかということ。また帰つて来たな  
らば、必ず——北海道ではこういう言  
葉がある。切り上げにはまさかりでも  
つて別らせる、あんばい棒でもつて別  
れるというのであります。いまだにさ  
うな考へ方でもつて資本家と漁民と  
が対立するようなことがあつたなら  
ば、昔の封建時代の漁民そのままであ  
り、資本家そのままであるのでありま  
す。ひのき舞臺に上つて、そうしては  
なばなしく人々に送られて行かなけれ  
ばならないこの北洋出漁に對して、か  
ような不祥事を出したということは、  
私どもとしてはまつたく心外にたえな  
い。かような資本家、かような漁民で  
あつては、いつまでたつたら日本の漁  
民の民主化ができるか、資本の民主化  
ができるかというに對して、私ども  
もは非常な危惧の念を持つておるもの  
であります。来年の北洋漁業出漁問題  
に對しては、私はきよの速記を台と  
いたしまして論議することを、今から  
警告を發しておきます。

○永野説明員 本年の出漁にあたりま  
して、関係の母船で働く関係、及び独  
航船で働く関係、いろいろ不利害関係  
がございまして、諸般の問題に對つて  
両者の間で御協議が行われたわけ  
でございますが、ただいま御指摘のよう  
にしては、いろ／＼な問題があつたよう

でございます。またこの話がまとまり  
ますまでは、非常に難澁をいたした  
ことも事実でございますが、ただいま  
御指摘の網の問題につきましては、こ  
れは一応母船側が現実を注し、指導  
をいたしました。独航船側の網を独航船  
に引渡すに際して、その決済方法をど  
うするかという相談が継続中であ  
つたので、そういう向きの発言もあ  
つたかと思ひますが、實際問題とい  
つたかと思ひますが、出航前に全部問題を、円  
満に解決いたしましたというふうに承知を  
しております。

○石原(團)委員 この独航船その他か  
に工船の問題につきまして、私が以前  
に相愛をいたしました当局へ質問した  
ことは、ただいま松田委員より繰返し  
述べられたことによつて立証されるの  
であります。私は、その漁業が國際的  
であるから、政府は事前において最も  
慎重にやらなければならぬ、国内的  
のも国内的には是正ができるけれども、國  
際的であるから非常に大切な処置をと  
らなければならぬという考へからお尋  
ねをした次第であります。はたして三  
隻か、六隻か七隻の脱落船ができた。  
こういうことは、われ／＼は非常に心  
配をいたした問題でありまして、これ  
をだれの責任に帰すべきか、こういう  
ことを追究すれば、それは出漁組合全  
体としての責任であらうと思ふのであ  
ります。しかしその組合は、政府が設  
立を認めないといふことであること  
になるのではないかと、そういうこと  
を追究しますと、すでに独航船  
の組織——組織内容はわれ／＼は知ら

ないのであるが、はなはだ不確かなよ  
うにも聞えるのであります。また母船  
と独航船との契約と申しますか、と  
りきめと申しますか、そういうこと  
も、どこまでが確かなのかわからない  
のであります。そういう意味合いで、  
ただすことはたくさんあるものでありま  
すけれども、本年は試みに出漁をさし  
たのであつて、これは今後の実績とし  
ないという当局の言明によつて、われ  
われは追究はしないのであります。願  
わくは國際的問題でありますから、  
関係各国に不安の念を与えられぬよう  
に、政府は今出ている母船、独航船を  
十分監督して、保護を与えて、そうし  
て事なくもどることを私は切に希望す  
るものであります。そうしてそれが今  
年の冬の問題に大いに参考となつて、  
この冬には最も適切な方法で出漁がで  
きるようにといふことを念願するもの  
であります。これはまた政府当局へ  
その準備を強く要求するものでありま  
す。すでにただいま出ている母船、独  
航船と同様の適格性を持つておる船  
及び乗組員は、全国に無数にありま  
す。これらのものは、非常にこの五十  
隻の中へ加つて出漁がしたかつたの  
であります。現に私の県にも二、三  
どその強い要望があつたのであります  
けれども、それは本年の冬に残し  
て、要求はしなかつたのであります。  
他県にもそういう適格性を持つものは  
多岐あるかと思ふのであります。普通  
の公海に對しての今回のあり方は、  
最も妥當な公平な処置でもつて、何ら  
をするところに、今より今年の冬の出漁  
の用意に對して希望を申し述べておき

ます。なお本案は、いづれ外務委員会が  
主務委員会として論議すべきことと思  
うのであります。わが水産常任委  
員会は、ぜひとも合同審議の形におい  
てこの審議に参加するように委員長に  
おいてすみやかにその処置をとられん  
ことを希望いたします。

○川村委員 承知しました。公海漁  
業に関する件につきましての質疑はこ  
の程度にとどめます。

○川村委員 次に漁業取締りに関す  
る件について、川端委員より質疑の通  
告があります。これを許します。政府  
委員として海上保安庁警備救難部長松  
野清秀君が出席されております。川端  
君。

○川端委員 私は瀬戸内海におけるダ  
イナイト密漁の問題について、この  
際政府当局のしつかりとした対策をた  
だしておきたいと思ふのであります。  
かねてより重大なる問題であり、そし  
て瀬戸内海においては非常に深刻な問  
題となつておるために、以前本会議場  
におきましても緊急質問が行われたは  
どであります。特に瀬戸内海でも、伊  
予灘海区というのが瀬戸内海の中心部  
を占めております。この地区が最もひ  
どい現象を呈しておるわけでありま  
すが、こゝはたゞ／＼保安庁の取締り  
の盲点にもなつておるような所ござ  
います。従つてこの地区におきまし  
ては、日に毎日相当のダイナイト  
の爆発が聞こえ、そうしてこの地区で  
は、その密漁業者の跳梁いたして  
おることは非常にひどいものでござい  
ます。これに對する対策については、地元  
漁民から相当の聲が起つておるにかか  
わらず、また具体的な方法が講ぜられ

ていないのと同様であります。たとえば水産庁の取締船にいたしましたも、これは数が少ないことも大きな原因ではございまいし、あの辺の密漁等を取締り、かつ漁業の指導はされておられないにひかして、逆に保安庁の船が参りまして、買収されるのじやないか、それでは来ないのじやないかといつたようなこととまでも言つておるようなわけであり

ます。今あの辺の警備船は、広島が根拠地になつておる関係上、愛媛県側から広島の方へ連絡いたしますと、電話で三時間かかる、そして向うから船がやつて来るのに約三時間、そうすると現場を発見しまして連絡をし、措置を講ぜられるまでに六時間かかるということになればナンセンスだ、こういうような状態なのであります。これについて水産庁におきましては、今回取締船が新たに新造されました、そして近くこれが活動を開始するはずであります、この扱いについても、瀬戸内海のご深刻なる現状に對しての対策に用いられてしかるべしだと思つておりますが、このため

の御用意、あわせて水産庁の關係では、これにもつと重点を置いて、いまま少し力を入れてもらいたい。これに對する御用意を伺いたいと同時に、保安庁に對しましては、今松山に海上保安部がございまして、ここには別に警備船もないわけであり、近々七月に機構改革もございするようでありまして、何かこの機会に對策を講じていただけるものと期待をいたしておりますが、この際具体的にどうい

う方法でもつてこの對策に乗り出していただけるか、はつきりと御答弁を伺つておきたいと思つております。

○尾中説明員 瀬戸内海におきましてダイナマイトを用いて密漁をやつておるといふ事柄は、終戦以降相當の事例がございまして、ことに最近広島島におきましては、漁民が激昂いたしました、密漁船をつかまえて来て、船を焼きたつたというふうな不祥事件もあつたような次第になつております。水産庁にいたしましては、ただいま神戸には瀬戸内海の漁業調整事務局がありまして、ここが中心になつて、ただいま取締船といたしましては、新造船が三隻、合計いたしました四隻の取締船を配属いたしました、従来からこのダイナマイトの密漁、それから二そうびき等による小型の底びきの取締り等に重点を指向いたしまして、取締りに當つておるわけにございしますが、残念ながら、現場が確認できないといふようなこと、思うように実績が上つておらないわけにございしますが、新造船も一ぱい増強されたような事態にもなつております、今後海上保安庁、關係各県、さらに海区漁業調整委員

会、または漁民大衆との連絡も緊密にいたしまして、こういつた違反漁業が行われぬように、さらに取締りを強化して参りたいと思つております。

○松野(清)政府委員 先般倉橋島におきまするような遺憾な事件も発生いたしましたし、海上保安庁にいたしましては、ダイナマイト密漁の取締りに

は、重点的に努力いたして参つておる次第であります、なおたまたま川端委員がおつしやいました通り、伊豫灘方面の取締りは、これは広島配属の巡視船が當つておられて、現在松山の海上保安部には船艇は配置してないの

であります、しかし伊豫灘方面に非常に密漁が盛んだというふうな事情もありません、ただちにとつたわけには参りませんが、何とか七月一日以後松山の海上保安部に巡視船を常置するようにいたしまして、その取締りを強化いたしますとともに、あわせて御要望に沿つて参りたい、かように考

えておる次第でございます。

○川端委員 もう一点。この密漁に對する取締りの罰則に關する問題であります、これがダイナマイトの密漁——こ

ういふ濫獲といひますか、こつたものに對する取締りと同時に、これに對する罰則というものが非常に軽いのではないか、あいまいなのでないかといふふうにご感ずるのであります、この点に對してのお考えは、どういふふうにお考えになりますか。地元におきましては、非常にこれに大きな刺激を受け、先ほどもお話のように、逆上をいたしておる箇所が幾つもありま

す。従つてひどいものになると、つかまえたからこれをみんな死刑にしようじやないかといふふうなべらぼうな話さえも起るのであります、これもその漁民の心情から行けば、あるいはそんなようなことも言いたくなるのじやないかと考えられる場面が幾つもありま

す。この取締りの罰則について、もう少し御研究があるかどうか、お考えを伺いたい。

○尾中説明員 爆発物を使用したしまして漁獲してはならないという規定

は、漁業法の六十八條に規定されておるわけにございまして、この規定に違反いたしました操業するといふ場合には、漁業法の中で最高の罰則にござい

ます、三年以下の懲役または二十万円以下の罰金といふことになつております。漁業法の中ではほかの条項違反の場合も多々あるわけにございしますが、最高の罰則でもつて臨んでおるわけに

ございまして、今ただちにこの規定についてさらに改正するといふことは考

えておりません。

○川村委員長 この際漁業取締りの問題につきまして、議員坪内八郎君より委員外発言を求められておりますが、これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員長 異議なしと認めまして発言を許します。坪内八郎君。

○坪内八郎君 委員各位のお許しをいただきまして、簡単に、幸い海上保安庁より警備救難部長がお見えでございますので、お尋ねしたいと思つてお

ります。私は長崎県の第一区の出議員でございますが、私が申すまでもなく、長崎県は水産県をもつて生命

といたしておるのであります。従つて遠洋漁業その他の漁業に従事しておる者が県民の大多数にございまして、それによつてほとんど生活しておるとい

ふことは申すまでもないこととござい

ます。最近御承知と思つて、東支那海が非常に不安のために操業ができてお

りません。これに對して、海上保安庁の警備船をそちらの方にまわしてくれないかといふような強い要望がござい

まして、毎日私どもはかくのごとく電報をもらつておるような状態でござい

ます。この点について、海上保安庁

の警備關係の皆様におかれましては、

事情を知つておるのかどうか、あるいは知つておるならば、それに対してどうい

ういふような手を打つておるのかどうか、それから今後どういふようなこと

につきまして、警備上船をまわすとい

ふようなことが可能であるのかでござい

のか、そういうような諸点について御意見を承つて、これに對する對策を

ひとつ早急に研究してほしいといふこととが、私の質問申し上げるおもなる点

でございますが、この点についてひとつ所見を承つておきたい。

○松野(清)政府委員 御承知のように、講和発効前におきましては、海上保安庁の巡視船は、これは基地を中心としまして百マイル以内の行動を制限されておりましたので、従来は出して

いなかつたのであります、しかし講和発効後におきましては、百マイルの制限はなくなりましたので、もちろん海上保安庁にいたしましては、公海における正当な漁業の操業に當る漁船の保護といふことには、当然努力しなければならぬ問題と考へまして、目

下その具体的なやり方につきまして水産庁、外務省、私の方で目下協議中でありまして、近く具体的なやり方を決定いたしまして、巡視船を出すことに

しよう、かように考へておる次第でございます。

○塩見政府委員 水産庁の方としましては、あの方面への監視船を六隻持つてお

ります。過去においてはマツカサ・ラインの遵守といふことに主眼を置いておつたわけにござい

ますけれども、現在では、規定の遵守はもちろ

んのことでありますけれども、漁船の保護といふふうな点にも重点を置

いておるべきであると思つて、

第一類第十号 水産委員会議録第三十五号 昭和二十七年五月十五日

一

一

一

一

きまして、できるだけの能力をあげて、漁業者の希望もほぼ満足できるように、漁業者の意見を十分聞きまして、そうしてその範囲で現在運航しておる、こういう状態でありまして、海軍が十分ではございませんので、海上保安庁の方にも同様の方向でやっていたらどうかという協賛中でございます。

○坪内八郎君 ところで簡単に海上保安庁の警備救難部長にお尋ねいたしますが、そういった東支那海で正常な操業ができないというような事情は、水産庁からの連絡であなたの方は十分知っておられるのであつかうかということとをまずお尋ねいたします。

○松野(清)政府委員 常にこの問題につきましては、水産庁と緊密に連絡をとっておりまして、そういう点につきましてはよく承知いたしております。

○坪内八郎君 東支那海における正常な操業が、そういった事情において正当に操業ができないという点について十分知っておられる、海上保安庁の警備救難部におきましては、そういうことについてまだ研究中で、打合せの結果、そういう手を打とうということにしておるといふような御答弁でございますが、わが国の講和発効後、そういった関係における処置というのは、すみやかになされなければならぬと考へておられますが、すでに講和発効後一箇月近くになるのに、そういった点で手が打っておられないということについては、われ／＼としてほまことに遺憾とするところであります。従つてそれらの点について、あなたの方でそういう手が早急に打てなかつたというの、そういった船が足りない

のか、あるいは警備乗組員が足りないのか、その点は一体どうなつておるかというところが第一点、それから近く予算も通過いたしました、海上警備隊というものも今度できまして、六千名ばかり要員を養成することになつて、船はアメリカから借入れて、そういう警備上の対策をやるのだというようにことに海上保安庁では相なつておりますが、そういう関係のものも東支那海の警備に当るものであるかどうか、この二点をお尋ねいたします。

○松野(清)政府委員 海上保安庁として、講和発効後におきまして、不必要に關係国を刺激したくないということが一つあつたのであります。幸いにして中共關係におきましては、三月のたしか二十七日の事件を最後として起つていないのであります。むしろ具体的な問題について、今水産庁と外務省と協議を進めておりますことは、先ほど申し上げた通りであります。

しかしこの協議が決定しなくても、もしそういうような拿捕事件が発生すれば、すみやかに巡視船を出す、かように考へておる次第であります。たとえば、ソ連關係におきましては、すでに講和発効後三件ほど拿捕事件が起つておりますので、目下進めております關係官庁との協議とは別に、すでに宗谷海峡方面へは巡視船を出しまして、これに當つて行こう、こういう状態でありまして、なお警備隊の船につきましても、これはおそれなく整備されるのがこの秋になるのではないかと考へられますが、これが整備されたあかつきにおいて、これをそういう拿捕事件の防止に使うかどうかという問題につきましても、今後研究さるべき問題だと、私

はかように考へております。さしあたりは巡視船のみについて対策を立てておるといふ状況でございます。

○坪内八郎君 それでは簡単に最後にもう一点お尋ねいたしますが、講和発効後におきましてもそういう拿捕事件が三件あつたということにつきましても、私ども關係の議員あるいは私どもの県といたしましては、重大な支障を起すのであつて、生活上にも支障を起す、ひいては憲法に保障されておるところのわれ／＼の生活権の擁護というような問題をお考へせられて、重大な問題でありますので、慎重を期していただきたいと思つております。

そこで水産庁長官の話によると、大体監視船が六隻あるというふうなお話でありまして、いろ／＼そういう話を総合いたしました、結局現在のところ、海上保安庁の船も水産庁の監視船も、東支那海には監視に當つていないのかどうかということ、國際的な微妙な問題があることはわれ／＼も承知しておりますが、その点をお尋ねいたしましたと思つておる、一隻もそういう監視に當つていない、あるいは警備に當つていないというような実情であれば、それに対してはどういうような措置をとればいいのか、話し合ひなんかやつておつても、これは毎日操業しなくちやならぬというふうな現実の問題にぶつかりますので、そういうなまぬいやり方では、私どもは安心して公海に出て操業するといふことは非常に不安であります。従つて國民の生活上重大な影響を及ぼすことにもなりますので、その点をお尋ねいたす次第であります。

船が出ていないのか出ておるのか、その点あらためてお尋ねしたいと思つております。

○松野(清)政府委員 海上保安庁におきましては、今申し上げましたように、ソ連關係におきましては、講和後におきましてすでに事件も発生したという点で出ておりますが、東支那海方面へは現在出しておりません。しかしこれは今進んでおります協議の結果をまわして、いづれは出すようにしたいと考へております。

○坪内八郎君 事情は十分、水産庁あるいは海上保安庁でも御承知の通りでございますので、いろ／＼と諸般の事情もございませうけれども、そういう警備船をすみやかにひとつ東支那海にもまわしてほしいというのが私の要望でございますので、その点もひとつ十分努力して、適切な考慮を払つていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

これが購入融資の面において、わが国水産界の重要関心事となつておるのであります。当委員会においては、小委員会を組織しまして、漁業用資材としての合成纖維普及に關する立法化をはかりたいと思つて、委員長において適當におとりはからうかと考へておることを希望いたします。

○川村委員長 たいま小高委員より御発言がありました合成纖維漁網の普及に關する小委員会を設置いたしまして、立法化したいという御意見であります。御異議ありませんか。

○川村委員長 御異議なしと認め小委員会をつくることに決したいと思います。つきましては、小委員及び小委員長等の選任につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

- 川村委員長 御異議なしと認めまして、さつそく御指名申し上げます。
- 小高 嘉郎君 松田 鐵藏君
- 富永格五郎君 山口長治郎君
- 川端 佳夫君 二階堂 進君
- 永田 節君 石原 圓吉君
- 小松 勇次君 佐竹 新市君

以上十名、小委員長は小高委員。

○川村委員長 次に小松勇次君、小松委員 私はこの際水産庁長官にお尋ねしたのであります。水産業の振興のために二十六年度の予算には特に海藻高度利用工業化試験委託費というものが二千七百餘万円新たに設けられたことは御承知のことと思つて、このことにつきましては、われわれも大いに新しいもくろみであり、こ

れに賛意を表して、その成績のいかんについて多大の期待を寄せておられるのでありますが、この委託費が交付されて以来、約一年を経過しておると思ひます。それで今日は、その成績に相当するべきものがあるだろうと私は思つておられます。この委託いたしました成績が明らかになつておるのかどうかををひとつ……。

○塩見政府委員 先般関係の権威者にも集まつていただきまして、それで昨年度委託した各社の方から試験の成績結果等を聴取いたしまして、大体明らかになつております。

○小松委員 それはわれ／＼にも御覧表願えますか。

○塩見政府委員 できます。

○小松委員 この二十六年度の委託費は、一会社に予算の大半を交付したというふうな現実をわれ／＼は見せつけられておるであります。もちろんこの委託費というものは、試験の成績の結果、その工場においてこれだけの機械が不足しておる、この機械を補えば試験成績と同様のものが工業化することができるといふようなことから、必要な不足機械を貸与することが目的であつたろうと思ひますが、中には今申し上げた通り、その工場を全部やりかえてしまふような状態の場所もあります。ほとんど新規に機械設備をしなければならぬと私は承知しております。けれどもこういう内容問題は、私はここで問いたくはないのであります。ところが、こういうようなことを現実に見ておられます。われ／＼としては、この二十七年度の予算には、海藻類の高度利用というふうな委託費は計上しておりませんけれども、それと同じよ

うな水産業実用化試験費補助金というものを計上しておる。これは同一意義のものだと思ふ。そこで本年二十七年度の予算における三千万円のこれらの費用の交付方法は、もう御決定になつておるか、その点を伺ひます。

○塩見政府委員 今お話のあつた三千万は、今お話があつたような使途と、それから説明上は先ほど小高委員から御提案がありましたところの、合成繊維に対する研究等にも一部向けるというふうなことになつておることは、大蔵省と話し合ひがついておるわけでありませう。そのうちの本年度の使途につきましては、先ほど申し上げますところの前年度の成績、結果等を見まして、現在調査研究部の方で、本年度の助成のあり方につきまして検討中でございます。まだ決定はいたしておりません。

○小松委員 交付方法がまだ決定しておらないのですか。

○塩見政府委員 交付方法は、大体こういう助成金については一つの形式がありますから、それは交付規程等において、そう大きい変化はないと思ひますが、どういふ研究に補助をして行くかというふうな具体的な問題について、まだ決定を見ておらないわけでありませう。

○小松委員 その交付規程ができておりましたならば、ひとつ委員会へちようだいたいと思ひます。

それから交付するにあたりましては、水産庁の調査研究部だけでこれを取扱つておるのですか。その間にいゝて何か審議機関というふうなものが、前年はあつたやうであります。が、今回もそういう委員会を設けているのか

どうか。

○塩見政府委員 その点については、まだ具体的なその個々にどう助成するかというふうなことで審議機関をつくるかどうかということについては、まだはつきりとしたことをきめておりません。現在はこの間発表のありましたところの前年度の成績を検討して、それで今後の方で原案を考へておるといふふうな状態でありませう。

○小松委員 私はその委員会というふうなものがあるように聞いておるのですが、今度は設けないのですか。

○塩見政府委員 いや、まだはつきりと設けないかどうかというところはきまつておりません。

○小松委員 そこで私は特に水産庁長官に御考慮を願つておきたいことは、この審議会の委員の關係しては、多額にこの委託費を受けておるといふことで、世間では非常な疑惑を持つております。こういう点は十分に公正なる方法をとつていただかなければならぬ。そこで今回のこれらの問題については、どういふぐあいには行政かというふうなこともわれ／＼は行政面はあまり關係したくないのですけれども、一応その方法等がはつきりいたしましたならば、われ／＼にお示しを願つて、その上で御発表を願うようにしていただきたいことを希望申し上げます。

○川村委員 委員長より特に小松君の発言に付言いたします。昨年同様の問題で非常に議論になりましたので、でき得るだけやはり交付する場合のいろいろな事情、その他機関等の問題を明示して、いわゆるガラス張りの中でおきめになつた方がいいじやない

かと思ひますので、一言申しておきます。

○塩見政府委員 そういふふうなお話もあつたように承つておりましたので、それで前年度の成績というものをしつかり検討した上で、やはり一番目的になつたやうな方向へ使つて行くというふうな点について、今年度は特に御注意を十分尊重しまして、私の方では原案をつくつて進めて参りたいと思ひます。

○小松委員 それは近々に決定するのですか。

○塩見政府委員 できるだけ早くやるつもりでありますけれども、その後の結果はまだ係の方から聞いておられます。

○小松委員 要は昨年の成績をまずわれわれに御発表願つていただきたいと思つております。その上で、またひとつ、われ／＼も意見がありますから、その意見を参考にして御決定を願ひたい。そのことを重ねて申し上げておきたいのであります。

○川村委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつてお知らせいたします。

散会をいたします。

午後一時七分散会

昭和二十七年五月二十六日印刷

昭和二十七年五月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁